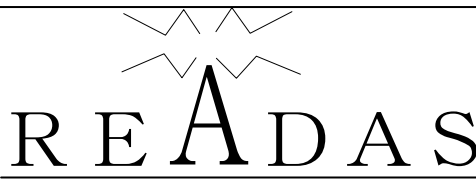


第 5205 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月13日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

個人型確定拠出年金の改正

Q：平成27年度の税制改正では、個人型確定拠出年金の改正が行われるとか。どのようになるのですか？

A：加入対象者が増えます。

【解説】

平成27年度の税制改正では、確定拠出年金法等の改正を前提に、個人型確定拠出年金の加入者の範囲が広がられます。

具体的には、一定の企業年金加入者及び公務員等共済加入者、被扶養配偶者である第3号被保険者が対象に加えられ、次のように拠出限度額が定められています。

- ①企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がない場合)※・・・年額24万円
- ②企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がある場合)※・・・年額14.4万円
- ③確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者・・・年額14.4万円
- ④第3号被保険者・・・年額27.6万円

※企業型確定拠出年金加入者については、マッチング拠出を行っておらず、個人型確定拠出年金制度の加入者になることができる旨を規約で定めている企業の企業年金加入者に限られます。

ちなみに、確定拠出年金の税務上の取扱いは、企業拠出については拠出時の損金算入、個人拠出については所得控除の対象となり、給付時は年金給付は雑所得、退職時の一時金給付は退職所得となります。

